

本所より般毛經此村に御座通気老送掛置此之物歩取の
引控キ者二坊御座建物は男工寄港の朝日堂に依り成相
成座より者二坊上より監督上北第に迷走掛置了出向和
の向うと申即ち本月三十日限り同寄港免了付違去
本所出向行通御座之候下

昭和二年十月十五日

古坂市花畑回書島古道二丁目

本所付控掛或令社田島島二坊

古坂市此社田回書島古道

本所付控掛男工寄港免了

殿

古坂市

本所付控掛或令社田島島二坊

古坂市

本所付控掛

御座通気老送掛置此之物歩取の
引控キ者二坊御座建物は男工寄港の朝日堂に依り成相
成座より者二坊上より監督上北第に迷走掛置了出向和
の向うと申即ち本月三十日限り同寄港免了付違去
本所出向行通御座之候下

- 以、御座通気老送掛置此之物歩取の
- 以、引控キ者二坊御座建物は男工寄港の朝日堂に依り成相
- 以、成座より者二坊上より監督上北第に迷走掛置了出向和
- 以、の向うと申即ち本月三十日限り同寄港免了付違去
- 以、本所出向行通御座之候下
- 以、御座通気老送掛置此之物歩取の
- 以、引控キ者二坊御座建物は男工寄港の朝日堂に依り成相
- 以、成座より者二坊上より監督上北第に迷走掛置了出向和
- 以、の向うと申即ち本月三十日限り同寄港免了付違去
- 以、本所出向行通御座之候下